


仕事・経営

中小企業勤労者の福利厚生

公益財団法人目黒区勤労者サービスセンター
目黒 2-4-36 (区民センター内)
☎ 3715-4135 FAX 3713-9901



中小企業が単独で福利厚生制度を整備することは困難です。目黒区勤労者サービスセンターでは、中小企業の相互扶助で充実した福利厚生事業を行います。

加入できるかた

区内の中小企業の勤労者および事業主。または、区内在住で区外の中小企業の勤労者。

入会金・会費

1人当たり入会金200円、会費月額400円

事業内容

東京近郊のレジャー施設利用補助、映画・観劇・コンサート券などの割引あっせん、市販されているバスツアーなどの補助、結婚・出産・入院・死亡・障害などへの各種給付、健康診断受診料補助、指定宿泊施設の利用補助、指定店での割引購入など。

経営などの相談

- 経営相談
 - 受発注情報室
 - 創業相談室
- 参照 P19

仕事さがし・就労相談

- ハローワーク相談室
 - キャリア相談コーナー
- 参照 P19

工場などの設置・変更の許可

環境保全課 公害対策係
☎ 5722-9384 FAX 5722-9401

工場などからの公害を防止するため、各種の法律・条例が定められています。工場などの設置・機械設備などの変更をするときは認可や届出が必要ですので、事前に手続きをしてください。

中小企業センター・勤労福祉会館

目黒 2-4-36 (区民センター内)
☎ 3711-1135 FAX 3711-1284

●中小企業センター

区内の中小企業の振興を図るための施設です。ホール・会議室・集会室があります。また、受発注情報室・創業相談室、新入従業員研修や中小企業向け各種セミナーも行います。

休館日 月曜日(祝日・休日と重なるときは翌日)、年末年始

【ホール(区民センターホール)・会議室・集会室】

定員 ホール(417人)、第1集会室(48人)、第2集会室(24人)、会議室(50人)

利用時間 午前(9時~12時) 午後(13時~17時)
夜間(18時~21時)

申し込み 利用日の7カ月前から受け付けます

※料金については、利用する施設および時間帯により異なります

●勤労福祉会館

勤労者に余暇を楽しく過ごしていただくための施設です。

休館日 月曜日(祝日・休日と重なるときは翌日)、年末年始
一般公開利用

【卓球室・洋弓場(アーチェリー場)】

利用時間 9時~21時

※洋弓場を利用できるのは有資格者のみです

貸し切り利用

【洋室・和室・サークル室】

定員 第1洋室(12人)、第2洋室(22人)、和室(20人)、サークル室(40人)

利用時間 午前(9時~12時) 午後(13時~17時)
夜間(5時30分~9時30分)

申し込み 利用日の3カ月前から受け付けます

【卓球室・洋弓場(アーチェリー場)】

定員 卓球室(50人)、洋弓場(30人)

利用時間 午前(9時~12時) 午後(12時30分~16時30分)
夜間(17時~21時)

申し込み 利用日の3カ月前から2週間前まで受け付けます
※料金については、利用する施設および時間帯により異なります



中小企業向け融資あっせん制度



産業経済・消費生活課 経済・融資係 ☎ 5722-9879 FAX 5722-9169

区内中小企業の皆さんが、事業経営の安定や設備の近代化を図る際に必要な事業資金融資を低利で受けられるよう、取扱金融機関に対して区が融資のあっせんを行っています。

融資ごとに要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

※融資制度の内容(要件、利率など)については、変更する場合がありますので、ご確認ください。

相談・申し込み窓口 商工相談所

月～金曜日 10時～12時、13時～16時

※相談・申し込みとも要予約

予約受付(産業経済・消費生活課 経済・融資係)

月～金曜日 8時30分～17時 ☎5722-9879・9880

2023年4月1日現在

融資名 (略称)	資金用途など	貸付限度額	期 間	本人負担利率
中小企業 資金融資 (マル目)	材料の仕入れ・手形の決済、店舗改装、機械購入などの一般事業資金	1企業 2,000万円以内 1組合 3,000万円以内	運転・併用 5年以内 設備 7年以内 (据置 6カ月以内含む)	本人負担1.4%以内 (区補助0.4%) 優遇利率適用の場合 ①商店会加入者 (区補助0.8%) 本人負担1.0%以内 ②事業承継該当者 (区補助0.8%) 本人負担1.0%以内 ③働き方改革該当者 (区補助0.8%) 本人負担1.0%以内 ※優遇利率の併用はできません
小規模企業 資金融資 (マル小)	法人または個人の小規模企業(注1)向けの一般事業資金 ただし、令和5年度の申し込み分については、従業員数が30人以下(卸売業・小売業・サービス業は10人以下)に対象を拡大しています	1企業 1,000万円以内		本人負担1.1%以内 (区補助0.7%) 優遇利率適用の場合 ①商店会加入者 (区補助1.4%) 本人負担0.4%以内 ②事業承継該当者 (区補助1.4%) 本人負担0.4%以内 ③働き方改革該当者 (区補助1.4%) 本人負担0.4%以内 ※優遇利率の併用はできません
小口零細企業 資金融資 (小口)	法人および個人の小規模企業(注1)向けの一般事業資金	1企業 2,000万円以内 (信用保証協会の保証付融資の残高を合わせて2,000万円の範囲内)	運転・併用 5年以内 設備 7年以内 (据置 1年以内含む)	本人負担0.8%以内 (区補助1.0%) 優遇利率適用の場合 ①商店会加入者 (区補助1.4%) 本人負担0.4%以内
中小企業 創業支援 資金融資 (創業)	事業を営んでいない個人が、区内に主たる事業所(法人の場合は登記上の本店所在地を含む)を置いて中小企業を創業しようとする事業者(創業後1年未満を含む)を対象とした融資	1企業 1,000万円以内 特定創業(注2) 1,500万円以内 (これから創業するかたは1,000万円(特定創業は1,500万円)を限度に自己資金の範囲内)	運転・併用 7年以内 設備 9年以内 (据置 1年以内含む)	0.2%以内 (区補助1.6%)

P49に続きます

融資名 (略称)	資金用途など	貸付限度額	期 間	本人負担利率
借換・一本化融資 (マル借) 中小企業	区の制度融資での借り入れがある中小企業の返済負担を軽減するための制度。対象は、小規模企業資金融資・小口零細企業資金融資・経営安定資金特別融資・中小企業創業支援資金融資・新型コロナウイルス対策緊急融資・新型コロナウイルス対策融資・事業再構築資金融資・物価高騰等対策資金融資のうち、6カ月以上の元金返済実績があるもの(償還条件の変更を行ったものを除く)。新規資金を加えることも可能(既往の借り入れが単数の場合は必ず新規資金を加えること)	1企業 2,000万円以内	運転・設備 7年以内 (据置 なし)	0.9%以内 (区補助0.9%)
工業近代化資金融資(工近)	製造業などに属する企業または組合の設備近代化・施設改善・共同事業・公害防止のための資金	1企業 3,000万円以内 (1組合1億円以内)	設備 10年以内 (据置 1年以内含む)	1.0%以内 (区補助0.8%)
	自動車NOx・PM法の規制に伴う、トラックなどのディーゼル車から低公害車への買い換え資金 ※令和5年度の申し込みのみ		設備 7年以内 (据置 6カ月以内含む)	0.7%以内 (区補助1.1%)
	アスベストによる健康被害の防止のため、事業用建物からアスベスト含有建築材の除去など(囲い込み・封じ込め・除去)を行う資金		設備 10年以内 (据置 1年以内含む)	0.3%以内 (区補助1.5%)
	新技術および新製品のための研究開発・企業化資金		運転 9年以内 (据置 1年以内含む)	0.3%以内 (区補助1.5%)
商業近代化資金融資 (注3) (商近)	①区の認定を受けた商店街チャレンジ戦略支援事業とそれに準ずる事業を行う商店街などに対する設備資金 ②陳列棚や空調設備などの設備を導入する小売業者に対する設備資金	1商店 3,000万円以内 (1商店街1億円以内)	設備 10年以内 (据置 1年以内含む)	0.7%以内 (区補助1.1%)
災害復旧資金 (マル災) 中小企業	区内で発生した災害(地震を除く)で被害を受けた中小企業への事業復旧資金(被災後2カ月以内)	1災害につき500万円以内	運転・設備 5年以内 (据置 6カ月以内含む)	0.1%以内 (区補助1.7%)

上記のほかに、公衆浴場確保対策資金融資制度があります。詳細はお問い合わせください。

(注1) 従業員数が20人以下(卸売業・小売業・サービス業は5人以下)の企業

(注2) 産業競争力強化法第2条第23項第1号または第3号の認定を受けた特定創業支援事業による支援を受けて創業を行おうとする者が、市区町村長の発行した証明書を提出した場合をいう

(注3) 大型小売店舗対策を行う小売業等については運転資金も可能(1,000万円以内、据置6カ月含む5年以内)